

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

(ユニット型特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホーム 明 翔 苑

当施設は介護保険の指定を受けています。
(松江市指定 第3270190113号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護3以上の方のみが対象となります。なお、要介護1や要介護2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方について、特例的に入所ができます。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設の利用料金と提供するサービス	4
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	10
7. 残置物引取人	12
8. 苦情の受付について	12
9. 事業継続計画の策定等	13
10. 身体拘束の禁止	13
11. 虐待防止に関する事項	13
12. 衛生管理等	13
13. 事故発生時の対応について	14
14. 緊急時の対応について	14
15. 非常災害対策	14
16. 第三者評価について	14

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 豊心会 |
| (2) 法人所在地 | 島根県松江市西浜佐陀町1399番地34号 |
| (3) 電話番号 | 0852-36-3010 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 武部 幸一郎 |
| (5) 設立年月 | 平成13年12月21日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 ユニット型介護福祉施設
平成16年4月1日指定 松江市第3270190113号
- (2) 施設の目的 適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法の理念に基づき入居者が自立した日常生活を営めるようにするために適正なサービスを提供し、入居者の心身機能の維持並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 施設の運営方針 1、この施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活のケア、機能訓練、健康管理及び療養上のケアを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。
2、この施設は、入居者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努める。
3、この施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスに努める。
- (4) 施設の名称 特別養護老人ホーム 明 翔 苑
- (5) 施設の所在地 島根県松江市西浜佐陀町1399番地34号
- (6) 電話番号 0852-36-3010
- (7) 施設長氏名 平江 陽佑
- (8) 開設年月 平成16年4月1日
- (9) 入所定員 55人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室ですが、ご希望によりご夫婦で入居できるよう、仕切りの可動可能なお部屋もあります。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

階 数	ユニット数	定 員	備 考
2 階	3ユニット	27人	10人、9人、8人の3ユニット
3 階	3ユニット	28人	11人、9人、8人の3ユニット
合 計	6ユニット	55人	
居室内の様子	各 数	備 考	
ベッド	一基		
たんす	1台		
洗面台	1箇所		
トイレ	1箇所	2部屋に1箇所	

☆居室及びユニットの変更：ご契約者から居室及びユニットの変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況に

より居室及びユニットを変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 数	備 考
1. 施設長（管理者）	1名	施設を代表し、職員の管理及び業務の管理を統括します
2. 介護職員	配置基準以上	入浴、清拭、排泄、離床、着替え等の日常生活の介助を致します
3. 生活相談員	2名	心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、ご利用者様やご家族様に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います
4. 看護職員	配置基準以上	健康状態に注意し、医師の指示に基づき、健康保持のための看護を行います
5. 機能訓練指導員	1名	日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行います
6. 介護支援専門員	2名	施設サービス計画の作成に関する業務を行います
7. 医師（嘱託医）	2名	ご利用者様の健康の状況に注意し、健康維持のための適切な措置を構じます
8. 管理栄養士	2名	栄養管理業務、食品の衛生管理業務を行います
9. 事務員	5名	必要な事務を行います

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師（嘱託医）	2階毎週金曜日 13：30～15：30 3階毎週火曜日 13：30～15：30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 6：30～15：30 日勤： 8：30～17：30 遅出：10：00～19：00 夜勤：17：30～8：30
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8：30～17：30
4. 機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤：8：30～17：30
5. 介護支援専門員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤：8：30～17：30
6. 生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤：8：30～17：30

※日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員を配置し、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上の介護職員を配置します。

5. 当施設の利用料金と提供するサービス

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

要介護1	670円
要介護2	740円
要介護3	815円
要介護4	886円
要介護5	955円

◇ 当施設の居住費・食費の負担額

※ 入院期間中及び外泊時も居住費をいただきます。

※ 世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）＊

対 象 者		区分	居住費（ユニット型個室）	食費
生活保護受給者		利用者負担 段階 1	880 円	300 円
市町村民税 非課税世帯 全員が	老年福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 段階 2	880 円	390 円
	利用者負担第 2 段階以外の方 （課税年金収入 80 万超 120 万円未満の方など	利用者負担 段階 3①	1,370 円	650 円
	利用者負担第 2 段階以外の方 （課税年金収入 120 万円超 266 万円未満の方など）	利用者負担 段階 3②	1,370 円	1,360 円
上記以外の方		利用者負担 段階 4	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。	
			2,400 円	1,800 円

以下のサービスについては、居住費・食費を除き介護保険負担割合証に沿って計算します。（介護保険負担割合証が 2 割・3 割の方は、それに沿った料金になります。）

＜サービスの概要＞

- ① 福祉施設初期加算(30日間) 30円/1日あたり
新規に入所された場合、もしくは1ヶ月以上の入院などを経て再び戻られた場合に、入所から30日間は通常の料金に加えご負担いただきます
- ② 福祉施設日常生活継続支援加算 46円/1日あたり
認知症高齢者が一定以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定以上配置している場合
- ③ 福祉施設看護体制加算Ⅰロ 4円/1日あたり
常勤の看護師を1名以上配置している場合
- ④福祉施設看護体制加算Ⅱロ 8円/1日あたり
最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している場合
看護職員により、24時間の連携体制を確保している場合
- ⑤福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱロ 18円/1日あたり
夜勤帯に介護職員・看護職員を基準数以上配置した場合
- ⑥福祉施設栄養ケアマネジメント強化加算 11円/1日あたり
栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことが出来るように、栄養管理を計画的に行う場合
- ⑦福祉施設経口維持加算Ⅰ 400円/1月あたり
摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
- ⑧福祉施設個別訓練加算 12円/1日あたり
計画書に基づき機能訓練を行い、記録・評価を行う。
- ⑨福祉施設看取り介護加算(Ⅰ)1 72円/1日あたり
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日以前31日以上45日以下に加算
- ⑩福祉施設看取り介護加算(Ⅰ)2 144円/1日あたり
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日以前4日又は、30日以下に加算
- ⑪福祉施設看取り介護加算(Ⅰ)3 680円/1日あたり
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日前日及び前々日に加算
- ⑫福祉施設看取り介護加算(Ⅰ)4 1,280円/1日あたり
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日に加算
- ⑬福祉施設療養食加算 6円/1回あたり
療養食を提供した場合
- ⑭福祉施設外泊時費用 246円/1日あたり

病院等へ入院した場合及び居宅などへの外泊を認めた場合(月6回限度)

⑮認知症専門ケア加算 (Ⅰ) 3 円／1 日あたり

認知症介護実践リーダー研修を修了している者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合

⑯口腔衛生管理加算 (Ⅰ) 9 0 円／月

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を行った場合

⑰口腔衛生管理加算 (Ⅱ) 1 1 0 円／月

(Ⅰ) の要件に加え、内容の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用

⑱生活機能向上連携加算 1 0 0 円／月

⑲排泄支援加算 (Ⅰ) 1 0 円／月

3 か月に 1 回評価を行い、評価結果を厚生労働省に提出

⑳排泄支援加算 (Ⅱ) 1 5 円／月

(Ⅰ) に加え、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善悪化がない、又はオムツ使用からなしに改善

㉑排泄支援加算 (Ⅲ) 2 0 円／月

(Ⅰ) に加え、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善悪化がない、かつ、オムツ使用からなしに改善

㉒褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) 3 円／月

褥瘡発生を予防するため、定期的に評価し計画的に管理した場合

㉓褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) 1 3 円／月

(Ⅰ) の要件に加えて、褥瘡が発生するリスクがあるとされた者について褥瘡の発生がないこと

㉔再入所時栄養連携加算 2 0 0 円／月 (1 人 1 回のみ)

再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合

㉕自立支援促進加算 3 0 0 円／月

医学的評価を医師が行い、自立支援のために対応が必要とされた者に他職種で共同し支援計画を策定し、ケアを行う。

㉖ADL 維持等加算 (Ⅰ) 3 0 円／月

ADL を良好に維持・改善を目的に評価を行う。

㉗科学的介護推進体制加算 (Ⅱ) 5 0 円／月

心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出

⑳安全対策体制加算 20円／月

施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備

㉑介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 単位数の総合計の14.0%

㉒特別通院送迎加算 594円／月

透析が必要な者に対して月12回以上の送迎を行った場合

㉓協力医療機関連携加算 100円／月

利用者の日々の健康状態の記録を行い、協力医療機関または主治医にたいして月1回以上の情報提供した場合

㉔退所時情報提供加算 250円／月

利用者が退去し、医療機関に入院する場合に心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で紹介を行った場合

㉕高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10円／月

施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携し施設内で療養し且つ感染拡大を防止すること

㉖高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5円／月

感染対策向上加算に関わる届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けていること

㉗新興感染症等施設療養費 240円／月

厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整を適切に行った場合

㉘認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 150円／月

日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上

認知症について専門的な研修を修了している者が1名以上おり、定期的なカンファレンスの開催を実施している場合

㉙認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 120円／月

（Ⅰ）に掲げる基準に適合しており、専門的な研修を修了している者を1名以上配置し複数人の介護職員からなる認知症に対応するチームを組んでいる場合

㉚退所時栄養情報連携加算 70円／回

低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、管理栄養士が退所先の医療機関に対して栄養管理に関する情報を提供した場合

③⑨生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100円／月

見守り機器、インカム、介護記録やスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器を導入している場合

④⑩生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10円／月

利用者の安全及び職員の負担軽減のための委員会を3ヶ月に1回以上開催しており、見守り機器を1つ以上導入している場合

1年に以内ごとに1回業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第5条第3項参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金： 2500円(ご利用様の状態により、理容師2人体制の場合は500円増し)

③新聞代：実費

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代や外出時の入園料等の実費をいただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥医療費：実費

個人が掛かった医療費及び予防接種代（インフルエンザ予防接種）・レントゲン代等

お預かりするもの：後期高齢者医療被保険者証、健康保険証、介護保険被保険者証、身体障害者手帳（所有者のみ）

⑦洗濯代：無料

苑で行います。但し、クリーニング等必要な衣類に関しましては苑では対応しかねますので家族様をお願い致します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までにお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

下記の金融機関口座からの自動引き落としをお願い致します。

1. 金融機関口座からの自動引き落とし（手数料は自己負担です）

ご利用できる金融機関：山陰合同銀行・ゆうちょ銀行・島根銀行

※なお、金融機関口座からの自動引き落としが難しい方は、窓口にご相談下さい。

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。
- ☆ ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合は本来の契約日から現実に居室が明け渡された日までの期限に係る料金（P4サービス利用料金）をお支払いしていただきます。
- ☆ ご利用料金を1ヶ月以上滞納されますと、それ以降の当施設の利用が出来なくなる可能性がございますので、利用料金は必ずお支払い下さいますようお願い致します。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名所	診療科
松江市立病院	総合（急性期病院）
松江赤十字病院	総合（急性期病院）
太田脳神経外科クリニック	脳神経外科
嶋本医院	皮膚・泌尿器科
松江記念病院	総合（回復期病院）
鹿島病院	総合（回復期病院）
松浦歯科医院	歯科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 13 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援 1・2 と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１） ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２） 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 1 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

*** 契約者が病院等に入院された場合の対応について * (契約書第 18 条参照)**

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの
受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご
利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担
いただく必要はありません。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。こ
の場合には、当施設に再び優先的に入所することができます。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第 17 条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の
状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対
して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人 (契約書第 20 条参照)

契約締結にあたり、ご契約者のご親族の方に対し、身元保証人をお願いすることがあります。
ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身
が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約 第 22 条参照)
当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。
また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは
可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

(担当者) 介護支援専門員 和田 幸子
高橋 真利子
生活相談員 毛利 有貴
藤原 直

(TEL 0852-36-3010)

第三者委員 井戸 英夫 (TEL 0852-36-8256)
金築 育代 (TEL 0852-22-3394)

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
8：30～17：30

（２）苦情処理体制ならびに手順

- ・ 苦情があった場合は、サービス提供担当者から状況を確認の上で、直接に相手方を訪問して詳細を確認し、誠意を持って適切に対処する。問題の解決が困難な場合においては、内部検討会議並びに関係機関を交えた検討会議を開催して対策を講じ、迅速に対処する。
- ・ サービス提供担当者は報告書を作成の上、内部検討会議で問題提起し、再発防止に努める。
- ・

（３）行政機関その他苦情受付機関

島根県介護保険相談センター	所在地：松江市殿町128（島根県高齢者福祉課） 電話番号：0852-25-2011
島根県運営適正化委員会	所在地：松江市東津田町174-3 電話番号：0852-32-5913
松江市役所 介護保険課	所在地：松江市末次町86 電話番号：0852-55-5689
国民健康保険団体連合会	所在地：松江市学園南1-7-14 電話番号：0852-21-2113

9. 事業継続計画の策定等

- （１）事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- （２）事業者は、豊心会が設置する非常災害に関する対策を検討する委員会（テレビ会議装置活用して行うことができるものとし、概ね3ヶ月に1回以上開催）に出席するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- （３）事業者は、従事者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- （４）事業者は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続の変更を行うものとする。

10. 身体拘束の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

・ 11. 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に当事業所従業者及び擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

12. 衛生管理等

- (1) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ会議装置活用して行うことができるものとする）を概ね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (3) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

13. 事故発生時の対応について

当施設における事故発生時の対応は、以下のとおりです。

- (1) ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、ご利用者の後見人、市町村等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、ご利用者の状態に応じて、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発を防ぐために苦情事故対策委員会で対策を講じます。

14. 緊急時の対応について

当施設において、サービス提供を行っている際にご利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。ま

た、ご家族に速やかに連絡いたします。

15. 非常災害対策

施設は、非常災害に関する具体的計画を別に定めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を次のとおり実施する。

- (1) 避難、救出訓練 年2回
- (2) 消火訓練 年2回
- (3) 通報訓練 年2回

16. 第三者評価について

当施設は、第三者評価をおこなっておりません。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 2886.84 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

「短期入所生活介護」平成16年4月1日指定 松江市第3270190113号 定員10名

「介護予防短期入所生活介護」平成19年7月1日指定 松江市第3270190113号 定員10名

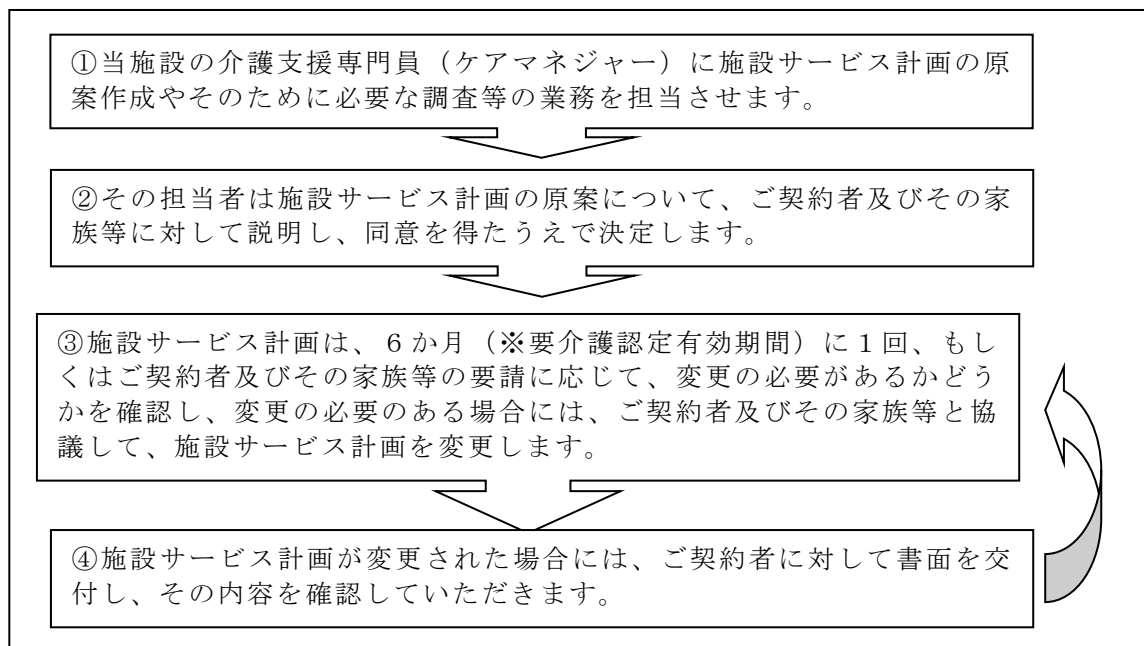
「地域密着型通所介護」令和5年3月1日指定 松江市第3290100894号 定員18名

「地域密着型通所介護（総合義業）」令和5年3月1日指定 松江市第3290100894号 定員18名

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



3. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
 ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. 施設利用の留意事項（運営規定第9条）

- 1 施設の利用に当たって、入所者は、居室及び共用施設その他の施設を本来の用途に従って利用するものとする。
- 2 前項に掲げるもののほか、当該施設の利用に当たっては、施設の職員の指示に従うものとする。

（1）持ち込みの制限＊

入所にあたり、ペット等は原則として持ち込むことができません。

（2）面会

面会時間 09：00～11：00（面会最終11：30）
 13：00～18：00（面会最終18：30）
 ※玄関開錠08：30 玄関施錠19：00
 ※感染状況により時間を変更することがあります。

（3）外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

（4）施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（5）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

附則 この事項は平成 18 年 11 月 1 日より施行する。

この事項は平成 18 年 12 月 21 日より施行する。

この事項は平成 19 年 1 月 6 日より施行する。

この事項は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は平成 19 年 12 月 26 日より施行する。

この事項は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は平成 20 年 6 月 1 日より施行する。

この事項は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は平成 21 年 8 月 1 日より施行する。

この事項は平成 22 年 2 月 1 日より施行する。

この事項は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は平成 22 年 10 月 1 日より施行する。

この事項は平成 23 年 3 月 1 日より施行する。

この事項は平成 23 年 3 月 1 日より施行する。

この事項は平成 23 年 7 月 1 日より施行する。

この事項は平成 23 年 8 月 1 日より施行する。

この事項は平成 23 年 10 月 1 日より施行する。

この事項は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は平成 25 年 12 月 1 日より施行する。

この事項は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は令和 1 年 5 月 1 日より施行する。

この事項は令和 1 年 10 月 1 日より施行する。

この事項は令和 2 年 9 月 1 日より施行する。

この事項は令和 2 年 1 月 1 日より施行する。

この事項は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は令和 3 年 6 月 15 日より施行する。

この事項は令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

この事項は令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

この事項は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

この事項は令和 6 年 7 月 1 日より施行する。

この事項は令和 6 年 9 月 1 日より施行する。

この事項は令和 6 年 12 月 1 日より施行する。

この事項は令和 7 年 3 月 1 日より施行する。

この事項は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

この事項は令和 7 年 6 月 1 日より施行する。

この事項は令和 7 年 10 月 1 日より施行する。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 明 翔 苑

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

事業者	住 所	松江市西浜佐陀町 1399-34
	事業者名	社会福祉法人豊心会
		特別養護老人ホーム 明翔苑
	代表者氏名	理事長 武部 幸一郎

利用者	住 所
	氏 名

代理人	住 所
	氏 名

請求書宛先	住 所
	氏 名